

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460

新しい保険証を使いましょう

4月1日以降に受診するときは必ず新しい保険証を医療機関の窓口へ提示してください。

有効期限は平成31年7月31日までです。

※更新時期が8月に変更になりました。

国民健康保険証	有効期限	平成31年7月31日
記号番号	滋湖 999999	
氏名	湖南 太郎	性別 男
生年月日	昭和34年1月1日	
適用開始年月日	平成16年10月1日	
交付年月日	平成30年4月1日	
世帯主氏名	湖南 太郎	
住所	滋賀県湖南市中央一丁目1番地	
保険者番号		
交付番号	250100	湖南市

※保険証は紫色です

加入・脱退の手続きはお早めに

4月は就職や退職などで異動が多い時期です。手続きが必要な人は早めに窓口へお越しください。

加入の届出が遅れると

保険証がないために医療費が全額自己負担になります。また、加入の資格が発生した時点までさかのぼって国保税を納めなければなりません。

脱退の届け出が遅れると

国保の資格がなくなっているのに受診した場合、国保が負担した分の医療費は返さなければなりません。また、国保と新しく加入した社会保険の両方に、保険税(料)をいったん納めることとなります。

国保税の未納が続くと…

短期保険証の交付

有効期限の短い保険証が交付されます。有効期限内に納付相談をし、未納分の国保税を支払うと、通常の保険証を交付もしくは短期保険証の有効期限を更新します。

未納が続くと本税のほかに延滞金が増加され滞納額が膨れ上がり、ますます納付が困難になりますので、早めに納付相談にお越しください。

学 保険証の交付

市外に住所をおき下宿生活などしている人は、学生用の保険証を交付しますので、必ず申請してください。申請には保険証、印鑑、在学を証明するもの、現住所地の分かるもの(住民票や公共料金などの領収書など)が必要です。

70歳以上の高齢受給者証を持っている人へ

現在の高齢受給者証の有効期限は7月31日です。古い保険証と一緒に処分しないように注意してください。

国民年金からのお知らせ

平成30年度の国民年金保険料は
月額16,340円です！

保険料の納付期限は翌月末(4月分は5月末)です。

毎月の保険料の納付を口座振替の早割制度(当月末振替)にすると、保険料が月々50円安くなります。

また、4月分から1年分の保険料を納付書で5月1日(火)までにまとめて納付(1年前納)すると、保険料が年間3,480円安くなります。

手元に納付書がない場合は草津年金事務所へ連絡してください。

※口座振替とクレジットカードによる1年、2年前納は受付を終了しています。

学生納付特例制度を知っていますか

国民年金保険料の納付が困難な20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される制度です。次の3つを持って、草津年金事務所か市役所で手続きを行って

てください。

①年金手帳

②印鑑

③在学期間がわかる在学証明書か、学生証(学生証の複写の場合は、表裏両面を複写)

※承認期間は原則4月から翌年3月までで、申請は毎年必要です。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。ただし、10年以内であれば承認された期間の保険料をさかのぼって納付(追納)することができ、追納するとその期間は保険料納付期間として、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がつきます。

国民年金事務所国民年金課

☎077・567・2220